

# 事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	固定資産税（償却資産）賦課業務			事業コード	0149
所属コード	34000	課等名	財政部資産税課	係名	償却資産係
課長名	小原 雄二	担当者名	谷藤 康浩	内線番号	3615
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

## 1 事務事業の基本情報

### (1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	健全な財政運営の実現	コード	1
	基本事業	賦課の適正化と収納率の向上	コード	1
予算費目名	一般会計 02 款 02 項 02 目 賦課事務 (001-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 25 年度	
根拠法令等	地方税法及び固定資産評価基準			

### (2) 事務事業の概要

償却資産（固定資産税）の所有者から固定資産税の賦課期日（毎年 1 月 1 日）現在における償却資産を正確に申告させるとともに、申告された償却資産を適正に評価して価格の算定を行い、固定資産税を賦課する。

### (3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

戦後における日本の税制の基礎となった昭和 24 年のシャープ勧告に基づく地方税制の全面的な改正の一環として制度化され、翌昭和 25 年地方税法の制定に際して従来の地租、家屋税の他に船舶税、電柱税及び軌道税等個々の事業用資産に課せられていた諸税を合せて固定資産税として課税されることとなったもの。

### (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 19 年度地方税制改正に伴い平成 20 年度分から償却資産の価格の決定方法が大きく変更された。さらに平成 20 年度の税制改正では機械及び装置を中心とした資産の区分が整理されるとともに、償却資産評価の主要な要素である耐用年数（資産の使用可能期間）の大幅な改定が行われて平成 21 年度から償却資産の評価（価格の算定）方法も大きく変化している。

なお、平成 22 年 1 月からは当市でも地方税ポータルシステムの導入により地方税（個人住民税、法人市民税、固定資産税（償却資産））の電子申告が可能となり、今後はインターネットを利用した償却資産の申告が増加するものと見込まれる。

また、償却資産の所有者（納税者）からは償却資産が自発的にかつ適正に申告されるために償却資産の申告制度及びその評価に関する法令について納税者及び関係団体に対する周知及び啓発への更なる努力を求める意見がある。

## 2 事務事業の実施状況 (Do) . . . . .

### (1) 対象 (誰が, 何が対象か)

- ・償却資産所有者 (盛岡市内に事業用資産を所有する者)

### (2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 見込み
A 償却資産申告書送付件数(送付対象者数)	件	6,451	6,400	6,318	6,400	6,400
B						
C						

### (3) 25年度に実施した主な活動・手順

- ・償却資産申告書 (市町村が償却資産を課税台帳に登録, その価格を算定して固定資産税を賦課するために償却資産所有者が所有する資産について申告する書類) の送付後, 申告対象者からの申告についての問い合わせ相談に, 迅速的確な対応を行い, 申告書提出に繋がる環境を醸成した。
- ・前年中に起業した者 (法人及び個人事業者) の調査, 抽出及び抽出者に対する償却資産の申告しようようを行った。
- ・平成 22 年度以降試行的に実施してきた償却資産に関する実地調査について, 本格運用体制の構築に向けた実地調査として継続実施した。

### (4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 償却資産申告書提出件数	件	5,456	5,424	5,424	5,525	5,500
B 償却資産・実地調査件数	件	62	85	85	54	160
C						

### (5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

- ・償却資産申告対象者がもれなく申告する。
- ・申告された償却資産を適正に評価 (価格算定) して固定資産税を賦課する。
- ・申告指導を行い, 正確な申告への意識を高める。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績	26年度目標値
A 償却資産申告書提出割合（提出件数/送付件数）	■上げる □下げる □維持	%	84.6	85.8	85.8	86.4	85.9
B 償却資産申告実地調査件数に対する完了割合	■上げる □下げる □維持	%	-	92.9	92.9	94.4	95.0
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	2,097	2,116	2,116	2,016
	⑤その他( )	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	2,097	2,116	2,116	2,016
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	8,000	8,000	8,000	8,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	32,000	32,000	32,000	32,000
計	トータルコスト A+B	千円	34,097	34,116	34,116	34,016
備考						

3 事務事業の評価 (See) . . . . .

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

固定資産税を適正に賦課することにより自主財源の確保に結びついていることから、施策体系に結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であることから、市の関与は適切である。

### ③ 対象の妥当性

法定事務であることから、対象の設定は現状において妥当である。

### ④ 廃止・休止の影響

法定事務であることから、法律の改正がない限り廃止または休止ということはありません。

## (2) 有効性評価（成果の向上余地）

償却資産所有者に対して償却資産の状況に関する実地調査を計画的に実施することにより、実地調査した9割以上の割合で（H25実績94.4%）正確な償却資産申告が行われており、資産の評価がさらに適正なものになると見込まれる。

## (3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

## (4) 効率性評価

- ・ 事業費の内訳は、償却資産の申告を迅速かつ正確に受理して効率的に評価するために必要最低限の事務補助員任用費用、事務用消耗品費用である。
- ・ 人件費について現行人員は年間を通して償却資産申告対象者の捕捉業務、対象者への申告しよう業務及び償却資産実地調査業務に従事するために必要である。また、償却資産申告受付及び賦課事務は、地方税法の規定により非常に短期間で膨大な件数の申告を受理して評価しなければならないという事務の特殊性、効率性からみても現状の人員は最低限必要である。

## 4 事務事業の改革案 (Plan) . . . . .

### (1) 改革改善の方向性

償却資産申告制度について新規事業者への普及に努めるとともに、償却資産の未申告者には継続して積極的に申告をしようようすることにより償却資産所有者が自発的に正確に申告を行う環境を醸成していく。

また、償却資産の適正な申告及び評価のために償却資産の状況に関する実地調査を計画的に実施する。

### (2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

償却資産の未申告者の解消は困難であり、しかも新規に申告すべき対象者に占める未申告者の割合が増えてきている。申告における電子申告（エルタックス）の割合が前年比 20%増と増加してきており、資産の増減チェックの処理により多くの時間を要することから評価事務を圧迫してきている。また、事業者の申告内容を見ると記載誤りや記載不備事例が毎年多々見受けられる。

これらの状況を改善するため、近隣市町から情報収集を行うとともに、税務署と連携しながら地元税理士会や各種事業協同組合等団体の協力の下に法人及び個人事業者に対する償却資産申告制度の周知及び啓発に努めていく。

また、償却資産実地調査において本格運用体制の構築のため未申告者に力点を置き調査対象者を拡大して実施していく。

## 5 課長意見 . . . . .

### (1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

### (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

償却資産は所有者の申告に基づいて賦課を行っており、申告された内容を点検し固定資産税を適正に賦課するとともに、修正指導及び実態調査による未申告者への申告指導を行った。

今後とも更なる償却資産制度の周知に努め、未申告者及び起業した者を把握し、効果的な申告しようようを行うとともに、償却資産の状況に関する実地調査を計画的に実施する必要がある。